

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策に係る
東北大学課外活動ガイドライン

制定 令和 4年 6月

(趣旨)

本ガイドラインは、課外活動に係る通常活動及び大会・イベント等の実施にあたり、課外活動に関わるすべての対象者が遵守すべき、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染予防、感染拡大防止等の対策を示すものである。

なお、本ガイドラインの対象者は、学友会所属団体の部員、監督やコーチ、審判等の課外活動に関わるすべての参加者（以下、「課外活動参加者」という。）とし、その範囲は、通常活動及び大会・イベント等の他、課外活動参加のための宿泊や移動も含まれる。

(遵守すべき感染対策)

1. 活動計画書の提出

活動開始前に「通常活動用」又は「大会・イベント参加用」の活動計画書を大学に提出すること。なお、提出された活動計画書は大学で感染防止対策等を確認し、新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）レベルに応じて許可を行う。

2. マスクの着用

課外活動参加者は、課外活動及び宿泊や移動時（以下、「課外活動中等」という。）は、常時マスク（原則、不織布マスク）を着用する。ただし、競技中等は適宜対応する。

3. 活動範囲の制限

緊急事態宣言地域やまん延防止等重点措置地域が発令された場合、同地域での以下「活動計画書の提出例」の活動は不可とする。

<活動計画書の提出例>

競技大会参加、演奏会等のイベント参加、遠征、他大学等との合同練習や試合、各種大会における審判やスタッフのボランティア参加、委嘱済の指導者以外の指定地域指導者招聘等

4. 手指衛生の励行

課外活動参加者は、課外活動中等、こまめな手洗いや手指消毒用アルコール消毒液等による手指消毒を心がける。

5. 共用物品等の消毒

課外活動実施場所においては、共用で利用する練習用の用具等、複数の人が触れる場所や物品の消毒を定期的に行う。

6. 対人距離の確保

課外活動参加中等は対人距離の確保に努め、なるべく不必要な人と人との接近を控える。

7. 換気の徹底

室内の課外活動実施場所や宿泊施設等においては、換気に努め、空間の密閉を避ける。

8. 施設や部屋の使用人数

原則として、以下のどちらかの内容を満たすことができる人数を、施設や部屋の使用人数の上限とする。ただし、講義棟利用人数については別途定める。

- (1) 1人あたり 3 m²のスペースが確保可能
- (2) 周囲の人と 2 m以上離れ、向かい合った配置を避けることが可能

9. 更衣室、シャワー室及び浴室の利用

学内の更衣室及びシャワー室を利用する際は、「別紙1 更衣室の利用について」に定めるルールに基づくこと。

10. 感染リスクの高い行動の自粛

課外活動参加者は、大人数での会食等の感染リスクの高い行動を控える。

11. 検温と健康状態の記録

課外活動参加者は、継続して検温を行い、結果を保管する。

12. 各種ガイドラインの遵守

課外活動参加者は、本ガイドラインの他、地方自治体、競技会場及び競技連盟のガイドライン等を遵守すること。

13. COCOA インストールの推奨

課外活動参加者に対し、厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールを事前に推奨する。

（体調不良者の対応等）

1. 体調不良者等の参加制限

以下に該当する者は、課外活動への参加及び移動を禁止する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の陽性者及びその濃厚接触者又は健康観察者
- (2) 海外から入国し一定期間が経過していない者及びその濃厚接触者
- (3) PCR 検査を受検して陰性であり、さらに次のすべての項目を満たさない者。ただし、課外活動参加に関連して PCR 検査を受検した場合は除く。
 - ① 発熱等の発症後に少なくとも 8 日が経過
 - ② 解熱剤を内服しない状態で解熱後 72 時間が経過
 - ③ 咳や倦怠感等の症状が改善傾向
- (4) 新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる体調不良者（咽頭痛、咳、37.5 度以上又は平熱より 1 度以上の発熱、息苦しさ、強いだるさ、味覚又は嗅覚障害等）
- (5) 大学、医師又は保健所が課外活動参加禁止を判断した者

2. 体調不良者発生時の対応

- (1) 体調不良者は所属学部又は研究科へ連絡を行うとともに、学生団体の代表等の役職者は、速やかに学生支援課活動支援係に連絡すること。
- (2) 「複数名の感染者発生」、「感染者が1名であっても、身体的接触、発声、演奏、飲食を伴う活動」、「感染者の濃厚接触者と特定された部員がいる場合」等で学生団体内の感染拡大が心配される場合は、大学の判断で感染者との最終接触日から1～2週間、団体での対面活動を停止する場合がある。
- (3) 同じ学生団体で感染者の発生を繰り返す場合は、感染の原因と感染防止対策について、明らかにまで活動停止を要請する場合がある。

(宿泊及び移動に関する留意事項)

1. 課外活動参加者の宿泊

大会・イベント等や合宿等の課外活動参加者の宿泊については、「別紙2 課外活動における宿泊時の対応について」に定めるルールに基づくこと。

2. 共用部分における混雑の回避

宿泊施設における共用部分においては、混雑が起こらないよう譲り合って使用するとともに、人数制限など宿泊施設の指示に従う。

3. オンラインでのミーティング

宿泊施設におけるミーティングは、オンラインでの実施を推奨する。対面で実施する場合は、対人距離の確保や部屋の換気に特に留意する。

4. 不要不急の外出の自粛

宿泊先での不要不急の外出は控え、繁華街での飲食は特に慎む。

5. 会場移動等

大学から大会開催地域の間、競技会場から宿泊施設の間の移動については、可能な限り人込みを避けて移動する。

<参考資料>

- ・「東北大学新型コロナウイルス感染症対策本部 催事等開催時の新型コロナウイルス感染症予防ガイドライン」
- ・「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」

更衣室の利用について

課外活動における更衣室の利用については、以下のとおり定めるものとする。

1. 対象更衣室及び利用人数

※ () 内は室内㎡と収容定員であり、収容定員は目安1人あたり3㎡で積算。

(1) 川内北キャンパス

- ①体育館 2室 (54㎡:18人、30㎡:10人)
- ②サブアリーナ 2室 (41㎡:13人、87㎡:29人)
- ③川内課外活動共用施設B-1 更衣室2室 (20㎡:6人、13㎡:4人)
- ④川内ホール 3階 男性用1室 (42㎡:14人)、女性用1室 (25㎡:8人)
4階 男性用1室 (41㎡:13人)、女性用1室 (41㎡:13人)
- ⑤川内グラウンド 更衣室2室 (22㎡:7人、44㎡:14人)

(2) 片平キャンパス

- ⑥体育館 男性用1室 (14㎡:4人)、女性用1室 (14㎡:4人)

(3) 評定河原合宿所

- ⑦男性用1室 (15㎡:5人)、女性用1室 (15㎡:5人)

2. 利用ルール

- (1) 換気扇は原則常時オンとすること。
- (2) マスク着用で着替えをすること。大声を出さないこと。会話をしないこと。
- (3) 飲食をしないこと。
- (4) 着替えが終了次第、速やかに退室すること。
- (5) 更衣室利用前・利用後に玄関へ配備又は石鹸での手洗いもしくは各自が用意した消毒用アルコールで手指を消毒すること。
- (6) 利用者同士が相談し、人と人との間隔を確保すること。
- (7) 同時間帯の利用に対し、利用者同士が相談の上、収容定員以下とすること。

課外活動における宿泊時の対応について

課外活動における宿泊時の対応については、以下のとおりとする。

- (1) 周囲への感染が非常に高い可能性があり、合宿や大会出場等の遠征時については、1人1室利用を原則とする。ただし、競技や施設の特性上、通常練習や大会会場の場所並びにその周囲に一定数の宿泊施設が見込めない場所にあり、通常練習等の場所が変更できない場合は、同室での複数人宿泊の例外を認める。
- (2) 同室利用の人数については、宿泊施設が定めた利用者数の範囲（大学の課外活動施設は大学が定めた利用者数の範囲内）とする。
- (3) 合宿や大会出場時に感染者（発症の2日前から）と同室であった部員全員は、大学で濃厚接触者に指定する。
- (4) 合宿場所、大会開催地で部員が体調不良となった場合は、参加者全員が合宿中止、大会出場を見送る他、発症者を含めた参加者は合宿場所等の所轄保健所や医療機関の指示に従うこと。
- (5) 感染者が発生した場合、部屋割のリストを大学へ遅滞なく提出できるように準備すること。
- (6) (1) の条件に該当し、同室の複数人利用をする場合は、「大会・イベント参加用」団体活動再開時の活動計画書に以下の項目を記載すること。
 - ①宿泊室での感染防止対策
 - ②感染者が発生した場合は、「直ちに合宿を中止する。」、「大会参加を見送る。」の内容を誓約